

奥州市中小企業融資あっせん制度について

1 資金の種類・融資条件

資金使途 項 目	運 転 資 金	設 備 資 金	併 用 資 金	開 業 資 金
資 金 の 種 類	商品の仕入れ、材料の購入及び買掛金の決済等に必要な資金	機械、器具等の購入及び工場、店舗等の新築、増改築等に必要な資金	運転資金及び設備資金を併せて融資する資金	新たに事業を開始するために必要な資金又は開業後1年を経過しない間に必要な資金
対 象 者	○ 1年以上市内に居住又は所在し、同一事業を1年以上営んでいること。			○ 市内に居住又は所在し、開業しようとする者又は開業後1年を経過していない者であること。 ○ 開業業種において3年以上の勤務経験又は営業実績を有しているか、資格又は免許を有していること。
	○ 中小企業者（中小企業基本法第2条及び中小企業信用保険法第2条に定める会社・個人・組合）であること。 ○ 納期の到来している市税を完納していること。（開業資金の場合において市内居住期間が1年に満たない者については、前住所地の市区町村税等を完納していること。） ○ 岩手県信用保証協会の保証対象業種で、保証債務残高が今回の借入を含めて5,000万円以内であること。 （除外業種：農林業 代理商・仲立業 風俗業 金融・保険業 宗教など）			
融 資 額	2,500万円以内	2,500万円以内	3,750万円以内	1,250万円以内
	※併用資金のうち運転資金、設備資金相当分は、それぞれの融資額の範囲を超えることはできません。			
融 資 期 間	7年以内	10年以内	10年以内	7年以内
	※融資期間の中に12ヶ月以内の据置期間を設けることができます。			
返 済 期 間	84ヶ月以内	120ヵ月以内	120ヵ月以内	84ヶ月以内
返 済 方 法	元金均等又は元利均等割賦返済（信用保証協会及び金融機関が認めた場合は一時払いも可）			
貸付利率（固定）	融資期間 3年以内 年 3.10% 融資期間 3年超 年 3.30% ※セーフティネット保証（注1）1～4、6号を適用する場合及び特別小口保証（NPO法人を除く）（注2）適用の場合は、それぞれ0.10%を減じた利率となります。			
利 子 補 給 率	融資額が1,250万円以下の場合 年 2.3% 融資額が1,250万円超の場合 年 2.0% ※当融資制度の既借入金も含めます ※ <u>利子補給は、市から取扱金融機関に対して行われます。融資期間中に融資対象者としての資格を失った場合（法人の登記簿所在地を市外に変更すること、個人事業主の市外転居、廃業等）は、その発生日に遡って利子補給を停止します。事実が発生した場合、速やかに取扱金融機関に報告してください。</u>			
信 用 保 証	融資にあたっては全て信用保証協会の保証を付していただきます。保証料率は0.45～1.70%の9段階で、信用保証協会の所定の条件により決定されます。 ※セーフティネット保証（注1）1～4、6号を適用する場合及び特別小口保証（NPO法人を除く）（注2）適用の場合の保証料率は、一律0.90%となります。 セーフティネット保証5、7、8号及び特別小口保証（NPO法人）を適用する場合の保証料率は、一律0.80%となります。			
連 帯 保 証 人	金融機関及び信用保証協会の所定の条件によります。			
取 扱 金 融 機 関	岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、水沢信用金庫の奥州市内にある本店及び支店			

注1）セーフティネット保証：経営の安定に支障が生じていることについて国が定める要件に該当することの市の認定を受けた場合に保証の別枠化等が受けられる制度です。認定要件等については奥州市または岩手県信用保証協会へお問い合わせください。

注2）特別小口保証：保証協会が実施する保証協会の債務残高のない小規模企業者向けの保証制度です。要件等については、岩手県信用保証協会へお問い合わせ下さい。

2 追加融資について

本制度の融資を受け、その償還途中であっても、各資金使途の融資額の上限内で、再度融資あつせんを受けることができます。

なお、その場合、**既存の融資残高は運転資金とみなします。また、追加融資の利子補給率は既融資との総額で決定します**（既融資の利子補給率は固定）。

3 申請から融資まで（手続き等の流れ）

申請書の提出

- ・ 申請者は、市内の商工会議所又は商工会に申請書及び必要書類を提出してください。
- ・ 申請書の提出を受け、商工会議所又は商工会は所要の調査を実施します。

申請書の回送

- ・ 商工会議所又は商工会は、調査による意見を審査調書に付記し、金融機関へ送付します。
- ・ 金融機関は、申請書類の回送を受け、所要の調査を行い、調査による意見を審査調書に付記し、保証協会へ送付します。
- ・ 保証協会は、申請書類の回送を受け、所要の審査を行い、審査による意見を審査調書に付記し、市へ送付します。
- ・ 申請書の回送を受け、市は所要の調査を実施します。

融資可否の決定、通知

- ・ 市は所要の調査により、融資あつせんの可否を決定します。また、必要な場合は審査会を開催し、融資あつせんの可否を決定します。
- ・ 市は、融資あつせんの可否決定の後、その結果を申請者、商工会議所（商工会）、金融機関、保証協会に通知します。（受付日から5営業日程度）

融資の実行

- ・ 金融機関は市からの決定通知に基づき、申請者への融資を実行します。

なお、融資の実行後、やむを得ない事情で条件変更を必要とする場合には、事前に市に条件変更申請書をご提出ください。

4 申込みに必要な書類

- (1) 中小企業融資あつせん申請書、奥州市中小企業融資あつせん審査調書（一般用）又は奥州市中小企業融資あつせん審査調書（開業資金用）
- (2) 申請者の直近2期分の決算書（運転資金、設備資金及び併用資金の場合）※個人番号（マイナンバー）部分はあらかじめマスキングしたうえでご提出ください。
- (3) 申請者の個人情報の取扱いに係る同意書
- (4) 連帯保証人の個人情報の取扱いに係る同意書
- (5) 連帯保証人の市税に未納がないことの証明書等（連帯保証人の住所が市外の場合）
- (6) 申請者の前住所地の市税に未納がないことの証明書等（開業資金の場合において、市内居住期間が1年に満たない場合）
- (7) 許認可、資格、免許等の写し（申請者の営む事業が許認可、資格、免許等を要する業種の場合）
- (8) 見積書、設計図等の写し（融資金の使途が設備資金又は併用資金の場合、開業資金において資金使途が設備資金にあたる場合）※車両購入の場合はガイドライン確認のこと。
- (9) 定款又は登記事項証明書（申請者が法人事業者の場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類 ※開業資金の場合は申請業種に係る3年以上の勤務経験もしくは営業実績を示すもの（雇用証明等）、またはその業種に係る資格・免許の写し

【問合せ先】

奥州市商工観光部商工労政課 Tel34-2331 岩手県信用保証協会奥州支所 Tel25-3171